



越前市告示第81号

令和元年6月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月7日

越前市長 奈良 俊 幸



- 1 日 時 令和元年6月14日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 33 号

越前市市税賦課徴収条例等の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 14 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(越前市市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 越前市市税賦課徴収条例(平成 17 年越前市条例第 75 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「平成 34 年度」を「令和 4 年度」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 中「平成 45 年度」を「令和 15 年度」に、「平成 33 年」を「令和 3 年」に改める。

附則第 8 条中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に改める。

附則第 11 条(見出しを含む。)中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 11 条の 2(見出しを含む。)中「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 12 条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 13 条(見出しを含む。)中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 17 条の 2 中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 22 条中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改める。

第 2 条 越前市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8

項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によつて」を「により」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第9項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項にお

いて準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定に

かかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 1,000円 |
| 第2号ア(ウ)A | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| 第2号ア(ウ)B | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 2,000円 |
| 第2号ア(ウ)A | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| 第2号ア(ウ)B | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 3,000円 |
| 第2号ア(ウ)A | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| 第2号ア(ウ)B | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納

期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 越前市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成29年越前市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、越前市市税賦課徴収条例第81条の次に次の7条を加える改

正規定中第 8 1 条の 2 を次のとおり改める。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)
第 8 1 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次に掲げる者に対しては、軽自動車税（種別割にあつては第 1 号に限る。）を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 血液事業の用に供するもの

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条 公布の日
- (2) 第 2 条中越前市市税賦課徴収条例第 3 6 条の 2 中第 9 項を第 1 0 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に 1 項を加える改正規定並びに第 3 6 条の 3 の 2、第 3 6 条の 3 の 3 及び第 3 6 条の 4 第 1 項の改正規定並びに附則第 2 条の規定 令和 2 年 1 月 1 日
- (3) 第 3 条中越前市市税賦課徴収条例第 2 4 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日
- (4) 第 3 条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 5 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例（次項及び第 3 項において「2 年新条例」という。）第 3 6 条の 2 第 7 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成 3 1 年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2 年新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、

附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき越前市市税賦課徴収条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する元年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する元年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の越前市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 34 号

越前市食と農の創造条例の一部改正について

越前市食と農の創造条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 14 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市食と農の創造条例の一部を改正する条例

越前市食と農の創造条例（平成 21 年越前市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 3 項中「12 人」を「16 人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

議案第35号

越前市森林環境譲与税基金条例の制定について
越前市森林環境譲与税基金条例を次のとおり制定する。

令和元年6月14日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林整備及びその促進に必要な経費の財源に充てるため、越前市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金の原資は、森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てるときに限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年9月1日から施行する。

議案第36号

財産の取得について

新庁舎における執務用として、次の什器備品を取得するものとする。

令和元年6月14日提出

越前市長 奈良俊幸

- | | | | |
|---|--------|---------------------------|------|
| 1 | 名称及び数量 | 事務用大型テーブル・机 | 171台 |
| | | 同大型テーブル用デスクワゴン | 604台 |
| | | 同大型テーブル用収納 | 2台 |
| | | 上記に係る附属品 | 一式 |
| 2 | 取得予定価格 | 49,680,000円 | |
| 3 | 取得の相手方 | 越前市京町一丁目1番8号 株式会社塚崎誠文堂 | |

議案第 37 号

財産の取得について

新庁舎における執務用として、次の什器備品を取得するものとする。

令和元年 6 月 14 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

- | | | | |
|---|--------|------------------------------|------|
| 1 | 名称及び数量 | 事務用椅子 | 795脚 |
| | | 上記に係る附属品 | 一式 |
| 2 | 取得予定価格 | 29,808,000円 | |
| 3 | 取得の相手方 | 越前市日野美二丁目10番2号 有限会社ヤマダ事務機 | |

議案第 38 号

財産の取得について

新庁舎における執務用として、次の什器備品を取得するものとする。

令和元年 6 月 14 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

- | | | | |
|---|--------|--------------------------------|-------|
| 1 | 名称及び数量 | 収納庫 | 919 台 |
| | | 収納庫用スライドボード | 2 台 |
| | | ロッカー | 9 台 |
| | | 上記に係る附属品 | 一式 |
| 2 | 取得予定価格 | 55,512,000 円 | |
| 3 | 取得の相手方 | 越前市瓜生町 4 号 12 番地の 3 株式会社タマヤ | |

議案第 39 号

財産の取得について

新庁舎における市民利用用及び執務用として、次の什器備品を取得するものとする。

令和元年 6 月 14 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

- | | | | |
|---|--------|---------------------------|------|
| 1 | 名称及び数量 | 会議用椅子 | 956脚 |
| | | 椅子収納用台車 | 8台 |
| | | 上記に係る附属品 | 一式 |
| 2 | 取得予定価格 | 20,844,000円 | |
| 3 | 取得の相手方 | 越前市平出二丁目4番7号 有限会社川端文栄堂 | |

議案第40号

財産の取得について

市道の除雪作業用として、次の除雪機械を取得するものとする。

令和元年6月14日提出

越前市長 奈良 俊 幸

- 1 名称及び数量 ロータリー除雪車（1.5m級）1台
- 2 取得予定価格 24,840,000円
- 3 契約の相手方 福井市下六条町35-25-1
株式会社中島建機

議案第 4 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、越前市市税賦課徴収条例等の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 1 4 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 7 号

越前市市税賦課徴収条例等の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(越前市市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 越前市市税賦課徴収条例(平成 1 7 年越前市条例第 7 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項中「においては」を「には」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 3 1 4 条の 7 第 2 項」を「第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 4 3 年度」を「平成 4 5 年度」に、「附

則第5条の4の2第6項（同条第9項）を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1項ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第17項中「附則第1

5 条第 4 3 項」を「附則第 1 5 条第 4 4 項」に改め、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 4 5 項」に改め、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 4 6 項」を「附則第 1 5 条第 4 7 項」に改める。

附則第 1 0 条の 3 第 1 2 項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 1 項中「附則第 1 2 条第 1 7 項」を「附則第 1 2 条第 1 9 項」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 0 項第 5 号中「附則第 1 2 条第 2 9 項」を「附則第 1 2 条第 3 1 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 9 項を同条第 1 0 項とし、同条第 8 項第 5 号中「附則第 1 2 条第 2 9 項」を「附則第 1 2 条第 3 1 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 4 号中「附則第 1 2 条第 2 1 項」を「附則第 1 2 条第 2 3 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 1 2 条第 2 2 項」を「附則第 1 2 条第 2 4 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 1 2 条第 1 7 項」を「附則第 1 2 条第 1 9 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法附則第 1 5 条の 8 第 4 項に規定する家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 1 2 条第 1 6 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第 1 6 条第 1 項中「法附則第 3 0 条第 1 項」を「平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 3 0 条第 1 項」を「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 1 4 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成 3 1 年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条

第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号ア | 3,900円 | 1,000円 |
| | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号ア | 3,900円 | 2,000円 |
| | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号ア | 3,900円 | 3,000円 |
| | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

(越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成29年越前市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第15条の次に5条を加える改正規定(同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に、「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第3条 越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成30年越前市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、越前市市税賦課徴収条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申

告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

1 5 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1 6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1 7 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中越前

市市税賦課徴収条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の越前市市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----------|-----------|--|
| 第34条の7第1項 | 特例控除対象寄附金 | 特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限り。) |
| 附則第9条の2 | 特例控除対象寄附金 | 特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限り。) |
| | 送付 | 送付又は越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成31年越前市条例第9号)附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正 |

| | | |
|--|--|---|
| | | 前の越前市市税賦課徴収条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付 |
|--|--|---|

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、越前市都市計画税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 1 4 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 8 号

越前市都市計画税条例の一部改正について

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例

越前市都市計画税条例（平成 1 7 年越前市条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 4 0 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 3 項」を「附則第 1 5 条第 4 4 項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 4 5 項」に改める。

附則第16項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の越前市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。

議案第 4 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 1 4 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 1 0 号

原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 3 月 3 0 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 1 7 年越前市条例第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 3 1 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 46 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市国民健康保険税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 14 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 9 号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 29 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成 18 年越前市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「58 万円」を「61 万円」に改める。

第 26 条中「58 万円」を「61 万円」に改め、同条第 2 号中「27 万 5,000 円」を「28 万円」に改め、同条第 3 号中「50 万円」を「51 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の越前市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。